

# 4月から 下水道が利用できる 区域が広がります



## 下水道を利用するには

- 1 町が指定した下水道排水設備指定工事店に直接下水道への接続工事を依頼して、契約をしてください。
- 2 指定工事店が申請業務を代行して、町に排水設備等計画確認



- 3 申請書が提出されます。
- 3 受益者申告書を記入して提出していただきます。
- 4 受益者負担金の納付書を知りますので、受益者負担金を納入してください。
- 5 接続工事が実施されます。  
※必ず宅内の切替工事前に、し尿・浄化槽の最終清掃を実施してください。
- 6 接続工事了後に町が検査を行います。
- 7 使用開始届を提出していただきます(下水道使用料が発生します)。

## 負担していただく費用

下水道を利用していただくために、次の3つの費用の負担が必要となります。

### ・宅内排水設備工事費

下水道を利用するには、家庭の排水を下水道に接続しなければなりません。この工事費は、各個人の負担になります。

### ・受益者負担金

公共下水道の建設には多額の費用を要することから、接続時に一度だけ建設費の一部を負担していただきます。

### ・下水道使用料

宅内の排水設備工事を行い、下水道を使用することができるようになってから、水道料金と下水道使用料を合わせて名古屋市上下水道局にお支払いしていただきます。

問合せ先 役場 下水道課

内線 164



【例】負担金対象の土地を200㎡(約60坪)所有している場合  
270円×200㎡=54,000円

※3年以内に接続する場合は、20%減免します。  
例の場合、10,800円減免となり43,200円となります。